

Product
Assortment



総合セーフティサービス

Comprehensive Insurance Services

万一、自動車事故が起きた場合は

事故が発生した場合、下記事項を実施してください。

1 負傷者の救護

- ・負傷者の救護を第一に対応してください。
※必要な時は救急車（電話 119 番）を要請する。
※緊急救助は常識の範囲内で適切に実施する。
（消火・止血・負傷者・2次災害に注意）



2 危険防止

- ・人と車の安全を確保してください。
※2次的事故が発生しないよう適切な措置をする。

3 警察への届け出

- ・所轄の警察署に連絡してください。
※事故の場所、負傷者の有無、状況、事故程度等
※警察の現場検証終了後においても警察官の指示に従い、ガラス破片等の後片付けをする。



4 事故状況・相手の確認

- ※事故状況（目撃者の有無も）を把握する。
※相手を確認する。（住所、氏名、勤務先、連絡先、車両登録番号等）

5 営業所への連絡

- ・速やかに借り受けた営業所へ連絡してください。
※営業所の電話番号は貸渡証をご確認ください。
・休日・夜間の場合は 24 時間自動車事故受付専用電話番号

三井住友海上 ☎0120-258-365

- ※「生産技術パートナーズのレンタカーを使用中の事故です。登録ナンバーは、〇〇〇〇〇〇です。」と、お話しください。



! ご注意

- ・相談なく示談された場合、または警察への届け出等の所定の処理手続きをされなかった場合、総合セーフティサービスをご提供できませんので、その場合はお客様の負担とさせていただきます。

総合セーフティサービスのご案内

当社では、お客様と共に事故防止のためのあらゆる努力を払い、災害ゼロを心がけています。安全点検の徹底や技術開発力の向上などにより建設業界における労働災害発生率は年々減少しているものの、その事故内容は大型化・複雑化し、賠償も高額化しています。

当社は、お客様の万一の事故発生に備え、お客様の負担を軽減するために、オリジナル「総合セーフティサービス」を確立し、事故による対人・対物賠償やレンタル商品を盗難された場合などに対応致します。レンタル機械を御利用いただくあらゆるお客様の多様なニーズに対し、総合的なサポートを行っております。

下記の「総合セーフティサービス」一覧表をご参照ください。

総合セーフティサービス一覧

サービスの種別	カバーされる事故の内容（限度額等）	対象車種（機種）	サービス料	
A 自動車 セーフティ サービス	対人賠償	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 登録ナンバー付車両 ※当社の車両に限りです。 </div> 2t ダンプ、4t ダンプ、平ボディ車、軽ダンプ、 ハイライダー、ツリトラ（積載型トラッククレーン）、 散水車、3 転ダンプ、ナイター車、オーバーフェンス、 リフトラ、その他	無 料	
	対物賠償			無 制 限 (お客様負担額：1 事故 5 万円)
	自損事故			1,500 万円（死亡・後遺障害）
	搭乗者傷害 (定員あり)			1,000 万円（死亡・後遺障害） 入院日額 15,000 円 通院日額 10,000 円
B 自走式 建設機械 セーフティ サービス	対人賠償	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 登録ナンバーなしの自走式建設機械 </div> 掘削機、押ブル、不整地運搬車、クローラダンプ、 フォークリフト、その他の大型・小型特殊建設機械	有 料 100 円（税別） /1 日	
	対物賠償			1,000 万円 (お客様負担額：1 事故 3 万円)
	搭乗者災害 見舞金 (定員あり)			死亡の場合（1 名につき） 100 万円 後遺障害の場合（1 名につき） 3 万円～100 万円
C 高所作業 セーフティ サービス	対人賠償	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 高所作業機械 </div> 高所作業機械で「工事現場内での高所作業中の事故」 注）ハイライダー、リフトラ、オーバーフェンス等、高所作業機械の 登録ナンバー付車両では、自動車の運行に起因する事故は、自動 車セーフティサービスの対応となり、それ以外は高所作業セーフ ティサービスでの対応となります。	有 料 100 円（税別） /1 日	
	対物賠償			1,000 万円 (お客様負担額：1 事故 3 万円)
	搭乗者災害 見舞金 (定員あり)			死亡の場合（1 名につき） 100 万円 後遺障害の場合（1 名につき） 3 万円～100 万円
D 車両損害 セーフティ サービス	損害額	1 事故のお客様負担額は、税込み損害額の 10% 且つ、下限が 7 万円です。 但し、全損・盗難の場合は、伝票記載のお客様 最大負担額となります。ご不明点は、最寄りの 営業窓口が担当営業へご確認をお願い致します。 ※原付バイクは下限 1 万円です。 盗難は対象外となります。 ※一定期間内に事故を重ねた場合には、 お客様負担額が増額されます。	ハイライダー（30m 以上） リフトラ（トラック式高所作業機械）（20m 以上）	有 料 1,500 円（税別）/1 日
		ハイライダー（20m 以上 30m 未満） リフトラ（トラック式高所作業機械）（20m 未満） オーバーフェンス	有 料 1,000 円（税別） /1 日	
		ハイライダー（20m 未満） ツリトラ（積載型トラッククレーン）	有 料 800 円（税別）/1 日	
		ダンプ、平ボディ車	有 料 400 円（税別）/1 日	
E 動産損害 セーフティ サービス	損害額	1 事故のお客様負担額は、税込み損害額の 10% 且つ、下限が 3,000 円です。 但し、全損・盗難の場合は、伝票記載のお客様 最大負担額となります。ご不明点は、最寄りの 営業窓口が担当営業へご確認をお願い致します。 ※一定期間内に事故を重ねた場合には、 お客様負担額が増額されます。	全てのレンタル機械類（但し、登録ナンバー付車両は除く）	有 料

セーフティサービス料及びお客様負担額・お客様最大負担額については担当者にお問い合わせください。

- 総合セーフティサービスの運営を確実にしめるべく当社はレンタル商品全てに保険契約を締結していますが、有料サービスにつきましては、当然ながら、申込を頂けない場合には一切のサービス等をご利用いただけませんのでご注意ください。
- 総合セーフティサービスは、当社が契約しております保険契約の範囲内でのみ取扱いがなされるものですので、ご注意ください。
- 「お客様負担額」・「お客様最大負担額」とは、損害額のうちお客様に実費でお支払い頂く一部お客様負担金で、1 事故ごとにご請求となります。
- 総合セーフティサービスによる事故時のサービス範囲・セーフティサービス料・お客様負担額・お客様最大負担額・セーフティサービス除外規定・搭乗者災害見舞金規定について詳細をお知りになりたい場合には、当社ホームページの「総合セーフティサービス・安心のご案内」か最寄りの営業窓口、または、東京本社／業務部（03-6206-6441）までお問い合わせください。
- 本規定は 2017 年 6 月 1 日現在のものであり、後に変更の場合もあります。

A 自動車セーフティサービス

対象

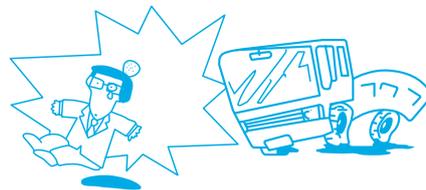
2tダンプ、4tダンプ、3軸ダンプ、軽ダンプ、ハイライダー、オーバーフェンス、リフトラ、散水車、ツリトラ、平ボディ車、ナイター車、その他の登録ナンバー付車両（※当社の車両に限ります）

セーフティサービス料は **無料** です！

対人賠償 / 無制限

※対人賠償は、被害者に対する損害賠償額が、自賠責保険からの支払額を超えた場合にその超過部分について支払われるものです。

運転中あやまって第三者を死傷させてしまった場合。



対物賠償 / 無制限

※1 事故限度額 お客様負担額：1 事故 5 万円

運転中あやまって第三者の財物を破損させてしまった場合。



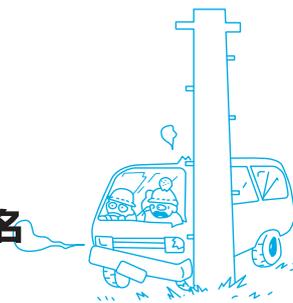
搭乗者傷害 / 1,000万円

※1 名限度額（死亡・後遺障害）

※後遺障害の補償額は1千万円で、程度（等級等）によって異なります。

入院日額：15,000 円 / 1 名 通院日額：10,000 円 / 1 名

運転中あやまって搭乗者が死傷してしまった場合。

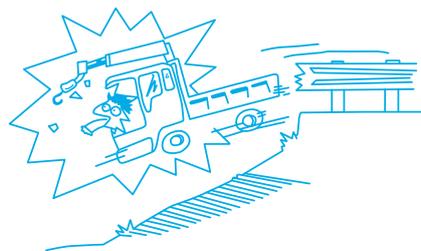


自損事故 / 1,500万円

※1 名限度額（死亡・後遺障害）

※自賠責保険の対象とならない時のみ適用されます。

自分自身があやまって事故を起こし死傷した場合。

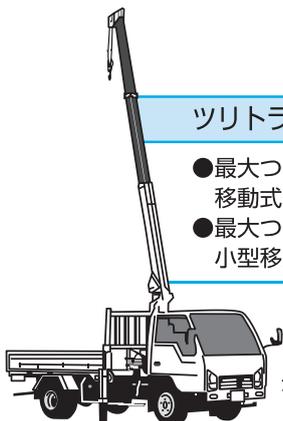


運転・操作には資格が必要です

資格例

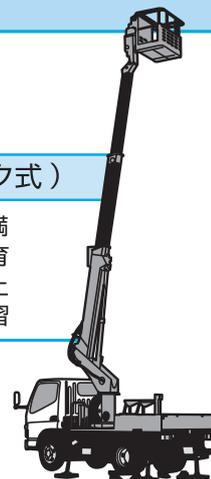
ツリトラ（積載型トラッククレーン）

- 最大つり上げ1t未満
移動式クレーン特別教育
- 最大つり上げ1t以上5t未満
小型移動式クレーン運転技能講習



高所作業車（トラック式）

- 作業床の高さ10m未満
高所作業車運転特別教育
- 作業床の高さ10m以上
高所作業車運転技能講習



公道走行の運転資格（免許）のほか、作業時には運転・操作資格が必要です。

自動車セーフティサービスの対象外となる主なケース

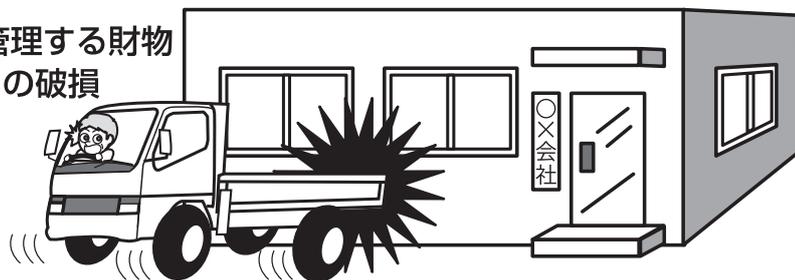
- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害（対人・対物賠償は除く）
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた損害（搭乗者損害・自損事故は除く）
- 申込者等の業務に従事中の使用人に対する対人賠償損害
- 申込者等の会社・本人及び同居の親族が、使用または管理する財物（工事の対象物等）が滅失、破損または汚損された場合にそれによって申込者等が被る対物賠償損害
- 正規の乗車装置以外（バケット内・荷台等）に乗車中の事故による死亡・後遺障害、又は傷害。
- 申込者等の自殺行為・闘争行為・犯罪行為によって、その本人に生じた損害（搭乗者傷害、自損事故）
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- カバーされる事故の内容（限度額等）の賠償額を超える分の損害
- 走行中の飛び石による損害賠償
- 許可物（毒物・危険物等）の輸送による賠償責任

対象外事故例



無資格・無免許・酒気帯び・薬物使用などの運転による運転者本人の死傷

お客様が使用または管理する財物（イラストは事務所）の破損



道路交通法の運転免許証の種類と運転できる範囲

種類	範囲
普通免許	車両総重量 5 t 未満、最大積載量 3 t 未満
中型免許	車両総重量 5 t 以上 11 t 未満、最大積載量 3 t 以上 6.5 t 未満
大型免許	車両総重量 11 t 以上、最大積載量 6.5 t 以上
小型特殊	特殊自動車で、車体の大きさが「全長：4.7m以下、全幅：1.7m以下、全高：2.0m 以下」にあてはまり、最高速度が 15km/h 以下のもの。
大型特殊	特殊自動車で、車体の大きさが「全長：12.0m以下、全幅：2.5m 以下、全高：3.8m 以下」にあてはまり、最高速度は制限なし（自主規制：49km/h）で、小型特殊自動車以外のもの。
原動機付自転車	エンジンの総排気量が 50cc 以下の二輪のもの。

（注）詳細はお問合せください。

※ 総合セーフティサービス除外規定を確認願います。

※ その他、損害保険会社の規定に従います。

※ お客様がすべてのレンタル車両（登録ナンバー付車両）に損傷を与えた場合は、当社評価の再調達価格を上限とした損害額を実費請求させていただきます。その場合に備えて車両損害セーフティサービス（有料）に是非お申込ください。

B 自走式建設機械セーフティサービス

対象

掘削機、不整地運搬車、クローラダンプ、グレーダー、マカダムローラ、コンバインドローラ、ショベル、押ブル、その他の大型・小型特殊建設機械、フォークリフト。 ※登録ナンバーなし自走式のもの。(高所作業機械は除く)

セーフティサービス料は **有料** です！

対人賠償

1名 1億円・1事故 2億円まで

1名限度額(死亡・後遺障害)

お客様負担額: 1事故 1千円



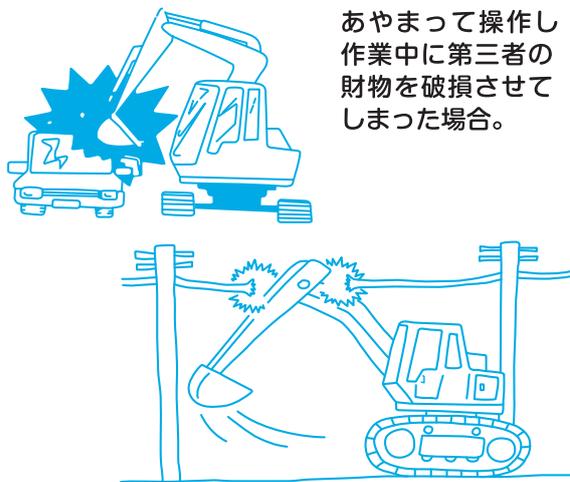
あやまって操作し作業中に第三者を死傷させてしまった場合。

対物賠償

1事故 1,000万円

1事故限度額

お客様負担額: 1事故 3万円



あやまって操作し作業中に第三者の財物を破損させてしまった場合。

運転・操作には資格が必要です

自走式建設機械の資格例

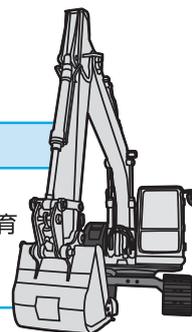


フォークリフト

- 最大荷重 1t 未満
フォークリフト運転特別教育
- 最大荷重 1t 以上
フォークリフト運転技能講習

掘削機

- 機体重量 3t 未満
小型車両系建設機械運転特別教育
- 機体重量 3t 以上
車両系建設機械運転技能講習



搭乗者災害見舞金(定員あり)

セーフティサービス料は

無料

です。

死亡の場合 100万円 / 1名
後遺障害の場合 3万円 ~ 100万円 / 1名

工事(作業)現場において搭乗者(運転者を含む)が事故によって死亡もしくは規定の後遺障害を被った場合。



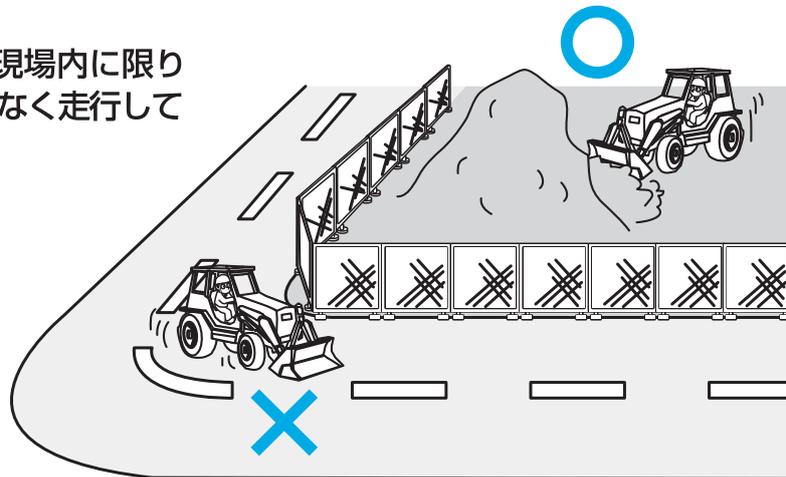
自走式建設機械セーフティサービスの対象外となる主なケース

- 自走式建設機械セーフティサービスへのお申込とお支払いが無い場合はいかなる事故についても適用されず、全額お客様負担となります。
- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた損害（搭乗者災害見舞金は除く）
- 申込者等の業務に従事中の使用人に対する対人賠償損害
- 申込者等の会社・本人及び同居の親族が使用または管理する財物（工事の対象物等）が滅失、破損または汚損された場合にそれによって申込者等が被る対物賠償損害
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- 工事現場外の事故（工事現場内に限ります）。また、公道を許可なく走行して発生した損害
- カバーされる事故の内容（限度額等）の賠償額を超える分の損害

◎お客様が、ご加入されている保険と自走式建設機械セーフティサービスの両方が適用となる事故の場合は、保険法で定められた「重複保険」の扱いとなります事、予めご了承ください。

対象外事故例

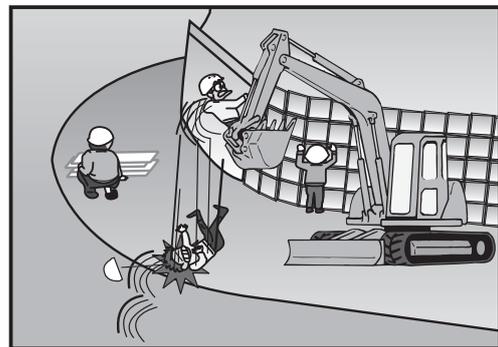
工事現場外の事故（工事現場内に限ります）。また、公道を許可なく走行して発生した損害



主たる用途以外の使用



—フォークリフト—



—掘削機—

(注) 詳細はお問合せください。

※総合セーフティサービス除外規定を確認願います。

※その他、損害保険会社の規定に従います。

※お客様がすべてのレンタル機械類に損傷を与えた場合は当社評価の再調達価格を上限とした損害額を実費請求させていただきます。その場合に備えて動産損害セーフティサービス（有料）に是非お申込ください。

Ⓞ 高所作業セーフティサービス

対象 高所作業機械（高所作業機械で工事現場内での高所作業中の事故）

セーフティサービス料は **有料** です！

対人賠償

1名 1億円・1事故 2億円まで

1名限度額（死亡・後遺障害）

お客様負担額：1事故1千円



作業中あやまって
第三者を死傷させ
てしまった場合。

対物賠償

1事故 1,000万円

1事故限度額

お客様負担額：1事故3万円



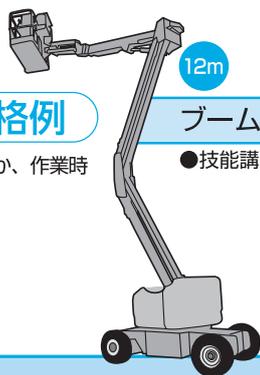
あやまって第三者
の財物を損傷して
しまった場合。

運転・操作には資格が必要です

高所作業車の資格例

公道走行の運転資格（免許）のほか、作業時には運転・操作資格が必要です。

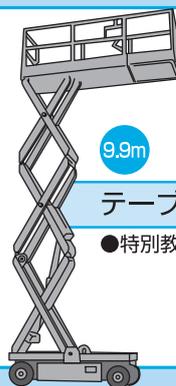
- 作業床の高さ 10m未満
高所作業車運転特別教育
- 作業床の高さ 10m以上
高所作業車運転技能講習



12m

ブームリフト

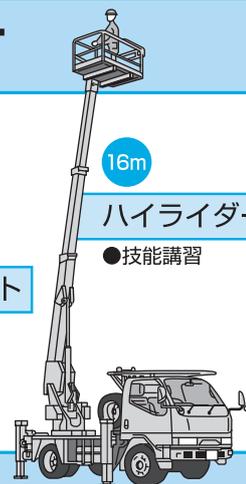
- 技能講習



9.9m

テーブルリフト

- 特別教育



16m

ハイライダー

- 技能講習

搭乗者災害見舞金（定員あり）

セーフティサービス料は

無料
です。

死亡の場合 100万円／1名
後遺障害の場合 3万円～100万円／1名

工事（作業）現場において搭乗者（運転者を含む）が事故によって死亡もしくは規定の後遺障害を被った場合。

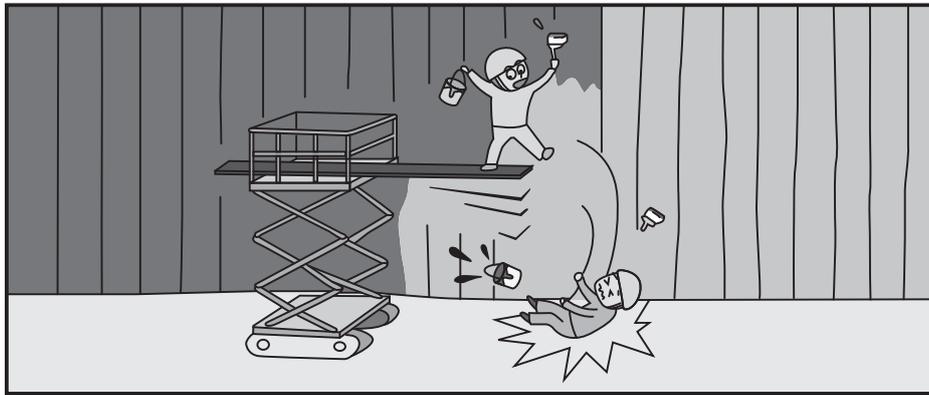


高所作業セーフティサービスの対象外となる主なケース

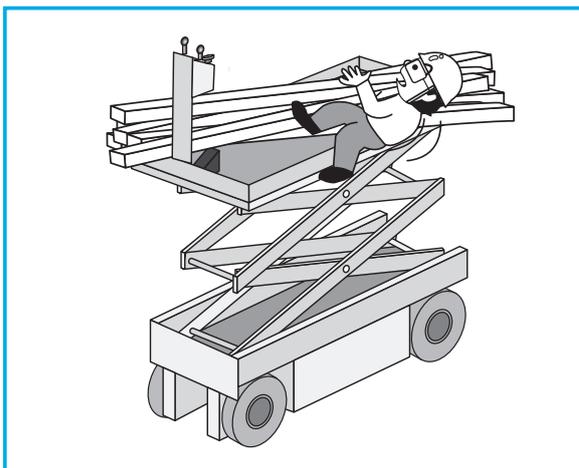
- 高所作業セーフティサービスへのお申込とお支払いが無い場合はいかなる事故についても適用されず、全額お客様負担となります。
- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害
- 台風、土砂崩れ、洪水または高潮によって生じた損害（搭乗者災害見舞金は除く）
- 申込者等の業務に従事中の使用人に対する対人賠償損害
- 申込者等の会社・本人及び同居の親族が使用または管理する財物（工事の対象物等）が滅失、破損または汚損された場合にそれによって申込者等が被る対物賠償損害
- 第三者賠償のうち法的賠償責任範囲外の場合
- 工事現場外の事故（工事現場内での高所作業中の事故に限ります）。また、公道を許可なく走行して発生した損害
- カバーされる事故の内容（限度額等）の賠償額を超える分の損害

◎お客様が、ご加入されている保険と高所作業セーフティサービスの両方が適用となる事故の場合は、保険法で定められた「重複保険」の扱いとなります事、予めご了承ください。

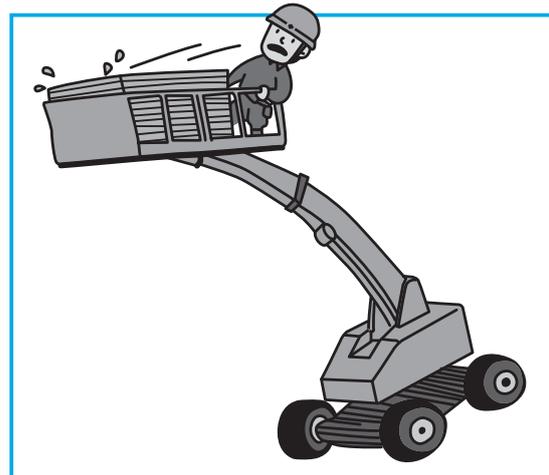
対象外事故例



テーブルリフトの作業床より張出した足場板から墜落



手摺りを外しての作業



積載荷重オーバーで転倒

(注) 詳細はお問合せください。

※総合セーフティサービス除外規定を確認願います。 ※その他、損害保険会社の規定に従います。

※お客様がすべてのレンタル機械類に損傷を与えた場合は当社評価の再調達価格を上限とした損害額を実費請求させていただきます。その場合に備えて動産損害セーフティサービス（有料）に是非お申込ください。但し登録ナンバー付の車両は車両損害セーフティサービス（有料）にお申込ください。

D 車両損害セーフティサービス

対象

2tダンプ、4tダンプ、3転ダンプ、軽ダンプ、ハイライダー、オーバーフェンス、リフトラ、散水車、ツリトラ、平ボディ車、ナイター車、その他の登録ナンバー付車両。

セーフティサービス料は **有料** です！

**お客様
負担額**

1事故のお客様負担額は、税込み損害額の10%且つ、下限が7万円です。但し、全損・盗難の場合は、伝票記載のお客様最大負担額となります。ご不明点は、最寄りの営業窓口か担当営業へご確認をお願い致します。

※原付バイクは、下限が1万円です。但し盗難は対象外となります。

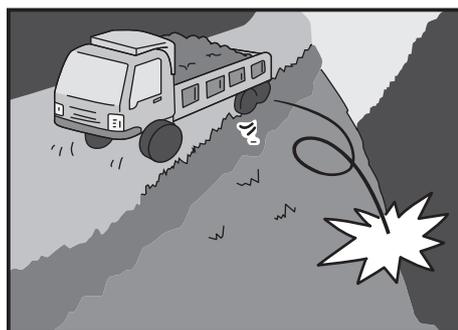
※一定期間内に事故を重ねた場合には、お客様負担額が増額されます。

**あやまって当社のレンタル車両を
破損させてしまった場合**



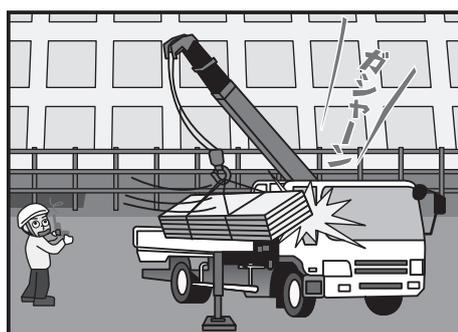
事例 ①

**路肩からの転落による
車両の破損**



事例 ②

**クレーン操作のミスによる
車両の破損**



事例 ③

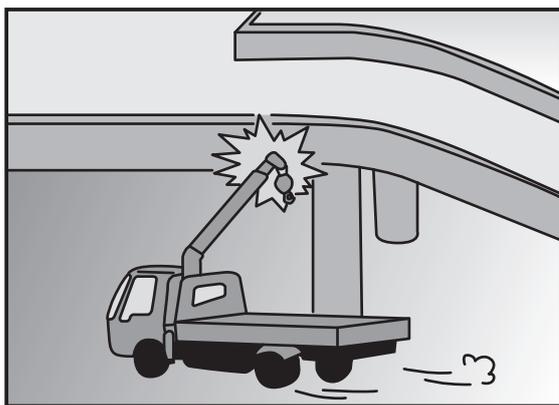
**ダンプアップ中にバランスを
崩して横転し、車両を破損**



車両損害セーフティサービスの対象外となる主なケース

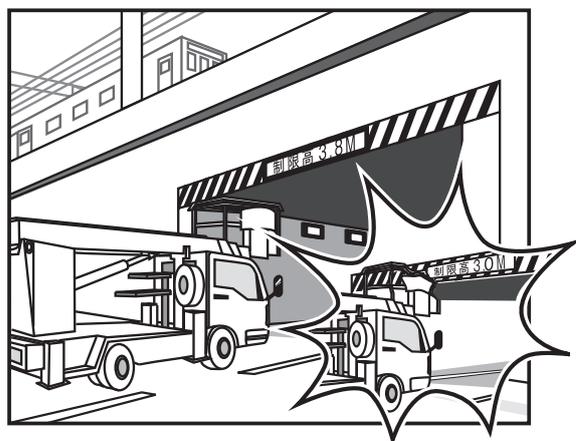
- 車両損害セーフティサービスへのお申込とお支払いが無い場合はいかなる事故についても適用されず、全額お客様負担となります。
- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害
- 台風・土砂崩れ、洪水または高潮発生時など、予め損害が起こる可能性が高いと予測できる場合に、適切な損害回避策をとらなかった場合の損害
- 過積載、積荷の不完全な固定、積載方法の不備・制限違反、吊荷重オーバー等機械能力を超える取扱いやメーカーが定める使用方法を著しく逸脱し、使用した事によりレンタル商品に生じた損害
- ツリトラ・高所作業車のブームやアウトリガーを定位置に未格納のまま使用した事により発生した損害
- 塗料・生コン・アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害
- 不適当な管理状況下（鍵を付けた状態・盗難防止措置をしていない等）での盗難による損害
- 詐欺・横領による損害。または、差押え・収用・没収など国や公共団体の公権力行使による損害
- お客様の誤った電氣的・機械的操作に起因する損害（エンジン焼付け等）
- 塩害・さび・かび・虫食い・変質・変色・その他通常の使用以外での損害（海の波しぶきなどの塩害による錆損害を含みます）
- オイル不足やオーバーヒートによるエンジン焼付き
- トランスミッション（変速機）やクラッチ板等の摩耗焼付きによる単体の損害
- 凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）
- 消耗品（タイヤ・クレーン部のワイヤー等）の単体破損及び摩耗・パンクによる損害
- 修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害
- 部品の部分盗難（タイヤ・バッテリー・ナンバープレート等の単体部品盗難）
- 車両（全てのレンタル機械）に当社の許可なく、あらたな装置等が取り付けられるなどの加工が施されて使用して起こった事故及び、生じた損害

対象外事故例



高さ制限のある高架下を通過時に、ガードに接触し、バケット部を破損

作業終了時、クレーンを格納せず走行し橋脚に接触、クレーン部を破損



（注）詳細はお問合せください。

※総合セーフティサービス除外規定を確認願います。

※この車両損害セーフティサービスに申込されず、レンタル車両（登録ナンバー付車両）を損傷した場合は、当社評価の再調達価格を上限とした損害額を実費請求させていただきます。

③ 動産損害セーフティサービス

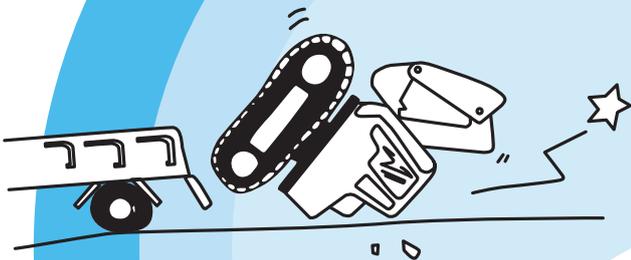
※全てのレンタル機械類。但し、登録ナンバー付車両は除く。

セーフティサービス料は **有料** です!

- 火災、破損、盗難など偶然な事故による損害が対象となります。
 - 1事故のお客様負担額は、税込み損害額の10%且つ、下限が3,000円です。但し、全損・盗難の場合は、伝票記載のお客様最大負担額となります。ご不明点は、最寄りの営業窓口か担当営業へご確認をお願い致します。
- ※一定期間内に事故を重ねた場合には、お客様負担額が増額されます。

3

レンタル機械類を現場と現場の間を移動中、誤って破損させてしまった場合。



1

すべてのレンタル機械類（登録ナンバー付車両は除く）を誤って燃損してしまった場合。



レンタル機械類を保管中、何者かによって盗まれてしまった場合。



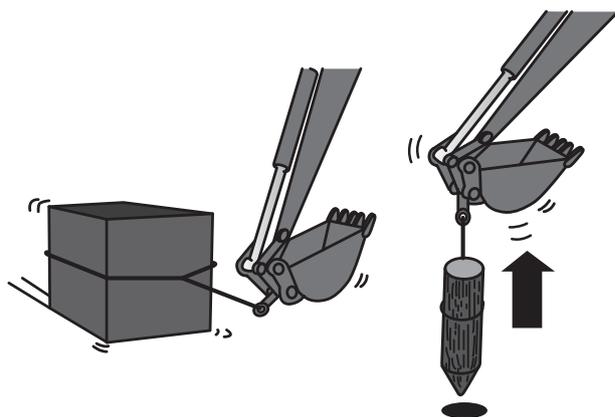
2

動産損害セーフティサービスの対象外となる主なケース

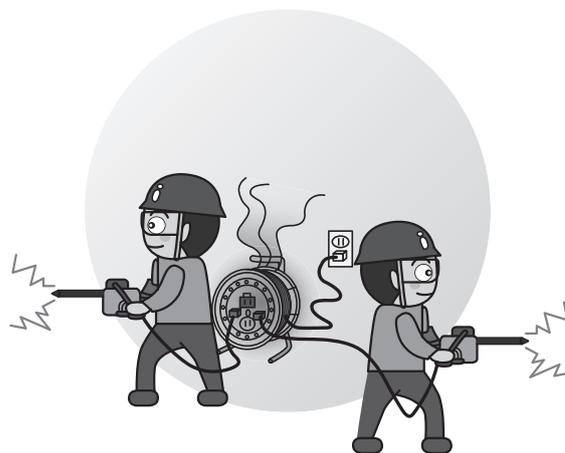
- 動産損害セーフティサービスへのお申込とお支払いが無い場合はいかなる事故についても適用されず、全額お客様負担となります。
- 無資格、無免許または酒気帯び、薬物使用等での運転によって生じた損害
- 台風・土砂崩れ、洪水または高潮発生時など、予め損害が起こる可能性が高いと予測できる場合に、適切な損害回避策をとらなかった場合の損害
- 過積載、積荷の不完全な固定、積載方法の不備・制限違反、吊荷重オーバー等機械能力を超える取扱いやメーカーが定める使用方法を著しく逸脱し、使用した事によりレンタル商品に生じた損害
- ミニクローラクレーン・カニクレーン等のブームやアウトリガーを定位置に未格納のまま使用した事により発生した損害
- 塗料・生コン・アスファルト等の付着による汚損、溶接等の火花による損害
- 不適当な管理状況下（鍵を付けた状態・盗難防止措置をしていない等）での盗難による損害
- 詐欺・横領による損害。または、差押え・収用・没収など国や公共団体の公権力行使による損害
- お客様の誤った電氣的・機械的操作に起因する損害（エンジン焼付け等）
- 塩害・さび・かび・虫食い・変質・変色・その他通常の使用以外での損害（海の波しぶきなどの塩害による錆損害を含みます）
- 検品時の品不足による損害
- 車両（全てのレンタル機械）に当社の許可なく、あらたな装置等が取り付けられるなどの加工が施されて使用して起こった事故及び、生じた損害
- オイル不足やオーバーヒートによるエンジン焼付き
- トランスミッション（変速機）やクラッチ板等の摩耗焼付きによる単体の損害
- 凍結による損害（凍結によるスリップ事故は除く）
- 消耗品（トース・サイドカッター・ゴムキャタ・ベルト・チェーン・タイヤ・ワイヤー等）の単体破損及び摩耗・パンクによる損害
- 修理・点検・加工・清掃等の作業中の損害
- 部品の部分盗難（タイヤ・バッテリー等の単体部品盗難）

対象外事故例

- ・ 機械の能力を超えた使用等の禁止



▲ 横引き・斜引き・引抜き作業による
シリンダー等各部の破損



▲ コードリールに過負荷状態で、
巻いた状態のまま使用

(注) 詳細はお問合せください。

※総合セーフティサービス除外規定を確認願います。

※この動産損害セーフティサービスに申込されず、レンタル機械類（登録ナンバー付車両は除く）を損傷した場合は、当社評価の再調達価格を上限とした損害額を実費請求させていただきます。

総合セーフティサービス 除外規定

総合セーフティサービスでは、下記に定めた事項に該当する場合等には総合セーフティサービスを提供出来ない場合がありますのでご注意ください。

詳細については、お問い合わせください。

記

1. 申込者等（※1）の故意・重過失・法令違反・公序良俗に反する行為によって生じた損害
2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動によって生じた損害
3. 地震もしくは噴火、またはこれらによる津波によって生じた損害
4. アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等による有害な特性の作用または、これらの特性に起因する事故や、生じた損害
5. 核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他有害な特性の作用または、これらの特性に起因する事故、およびこれら以外の放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
6. 事故発生の原因が曖昧で、正確な事故の発生状況が確認出来ない場合の損害。また、事故及びその損害を証明する書類が無い場合（損害写真・見積書原本など）
7. 日本国外での事故及び損害
8. 総合セーフティサービスは不慮の事故を救済するためのものであり、当然事故が予想される無謀運転に備えるものではありません。主に次の場合の事故及び損害へは総合セーフティサービスが適用されませんのでご注意ください。
 - ① レンタル期間を、当社に連絡なく無断で延長して使用された場合
 - ② 第三者（※2）が使用した場合
 - ③ 第三者により賠償されるべき損害の場合
 - ④ 申込者等と第三者との間の特約によって加重された賠償責任（※3）を負担することによって被る損害
 - ⑤ 間接損害及びビジネスリスク
 - ⑥ 所轄警察署へ事故の届出がなかった場合
（警察の事故証明書その他行政官庁の証明資料が必要なことがあります。）
 - ⑦ トンネル工事、地下工事、砕石工事、船上工事、解体工事等の現場の内、予め損害が起こる可能性が高いと予測できる作業の場合
 - ・ 新設のトンネル掘削作業
 - ・ 新設地下掘削作業
 - ・ 発破及び砕石山での掘削・削岩作業
 - ・ 海中での作業、波しぶき中での作業
 - ・ 鉄筋のむき出し部分やガラの上を走行する作業 等
 - ⑧ 申込者等が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事に伴い、発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂の流入・地下水の増減等によって生じた損害
 - ⑨ 競技もしくは曲技のために、またはそれのいずれかを行うことを目的とする場所で使用中に生じた損害
 - ⑩ 機械能力を超える扱いや、メーカー（製造元）が定める「取扱い説明書及び正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
 - ⑪ 安全装置の解除または、取り外して作業を行ったり、高さ制限を超えた車載や転倒防止装置の不設置などにより発生した損害
 - ⑫ 始業前点検（作業開始前点検）を怠ったことが原因の損害
 - ⑬ 事故したレンタル車両及び機械類の置き忘れ・紛失・盗難によって生じた損害
 - ⑭ 事故したレンタル車両及び機械類の修理期間中の休業損害
 - ⑮ 事故現場から事故したレンタル車両及び機械類の引上げ費用・入替費用及び転落事故等に係る費用
（人件費・クレーン・レッカー費等）
 - ⑯ その他当社が定めるレンタル利用約款、レンタカー貸渡約款に違反して使用された場合

ご注意!!

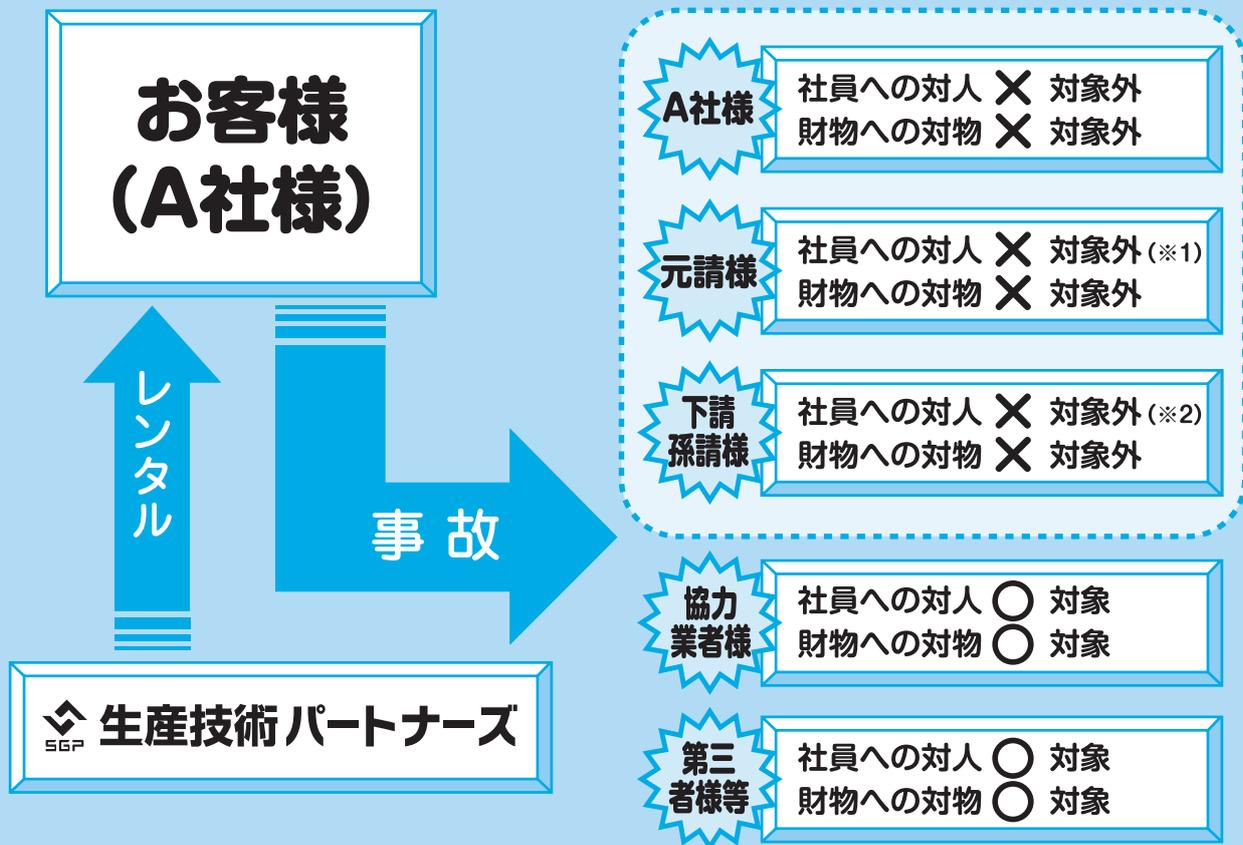
- ◎ 総合セーフティサービスは、当社が契約しております保険契約の範囲で、保険法、その他の法令に従い、サービスが提供されるものですので、予めご了承ください。
- ◎ すみやかに書面にて、ご報告が無いときは総合セーフティサービスの対象とならない場合があります。なお、カバーされる事故の内容（限度額等）を超える場合、その超過金額は、お客様のご負担とさせていただきます。

《用語の説明》

- ※1 申込者等…レンタル車両及び機械類をお借り頂いたお客様及び、お客様が使用・管理を承諾した下請け業者等
 - ※2 第三者…申込者等以外の者
 - ※3 加重された賠償責任…法的な賠償責任額の他に、当事者間で交わされた本来賠償義務の無い約束
- ※本規定は2017年6月1日現在のものであり、後に変更の場合もあります。

自走式建設機械・高所作業セーフティサービス

工事現場における「対人・対物賠償の適用範囲について」



A社様の事例：【対人】労災補償のため対象外です。

【対物】管理財物への損害のため賠償とならず対象外です。

元請様の事例：【対人】請負契約での使用人と使用者の親子関係であり労災補償となるため対象外です。

【対物】管理財物であるため対象外です。

下請孫請様の事例：【対人】請負契約での使用者と使用人の親子関係であり労災補償となるため対象外です。

【対物】管理財物であるため対象外です。

協力業者様の事例：請負契約ではなく第三者となるため、対人・対物ともに対象となります。

第三者様の事例：第三者となるため、対人・対物ともに対象となります。

※1.2：請負契約が別々の場合等、第三者の関係である場合は対象となる場合があります。

【補足説明】 ※A社様とは、元請様であり、下請様であり、孫請様です。

点線で囲まれたA社・元請・下請孫請様は、一般的に建設現場での「親子関係」または「JVなどの同一企業体」と考えられ、相互間の対人事故は労災保険の対象となるため対象外です。但し、請負契約が別々などの形態の違いによっては対象となる場合がございます。

上記○×は一般的な事例ですので、実際の事故では請負契約や事故状況により当社にて判断させていただきます。また、総合セーフティサービス除外規定を確認いただく事、その他、損害保険会社の規定に従います。